

令和7年10月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
〔公印省略〕

「臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」および  
「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正について」

平素は本会事業の推進に対しまして、ご高配賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、このたび別添の通り、日本医師会から通知がありました。

同通知は、臓器の移植に関する法律施行規則およびガイドラインの一部改正を周知  
するものです。

貴会におかれましてもご了知賜りますようお願い申し上げます。

※ご参考：

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会資料（第72回、第70回、第74回）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei\\_127745.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127745.html)

大阪府医師会 救急災害医療課 木原 TEL：06-6763-7003
---------------------------------------